

京都府「企業公募型起業育成・支援事業」に基づく

ブラック企業・セクハラ・パワハラ

夜間相談ホットライン

こんなとき、どうしよう…

- 「会社を辞めたくても、辞められない」「毎日長時間労働が続いている」など悩みを聞いて欲しい。
- 就活にあたって、「ブラック企業」が怖い！
- セクハラやパワハラなどの相談・解決機関が知りたい。

075-352-7010

夜間無料電話相談

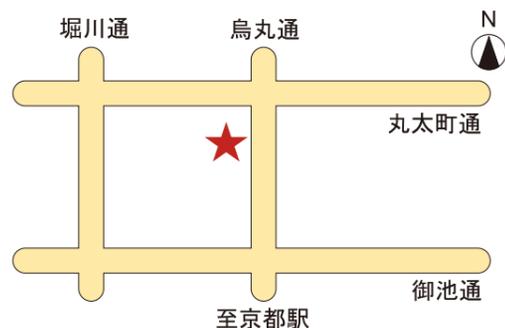
時間：月～木曜日 17時～21時(祝祭日を除く)

まずはお電話で相談しましょう!



- 月～木曜日(祝祭日を除く)の夕方5時～夜9時まで夜間電話受付(無料)
- 電話相談の後に事務所における直接面談(要予約・無料)
- 労基署やハローワーク、年金・医療など行政機関への同行(有料)
- 弁護士や社会保険労務士のご紹介(無料)

実施会場 **京都商工会議所**
 京都市中京区烏丸通夷川上ル
 TEL: 075-212-6400



最寄駅/地下鉄烏丸線「丸太町」下車 徒歩2分

【主催】NPO法人あったかサポート

京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル
榎木町306 坂口ビル2F



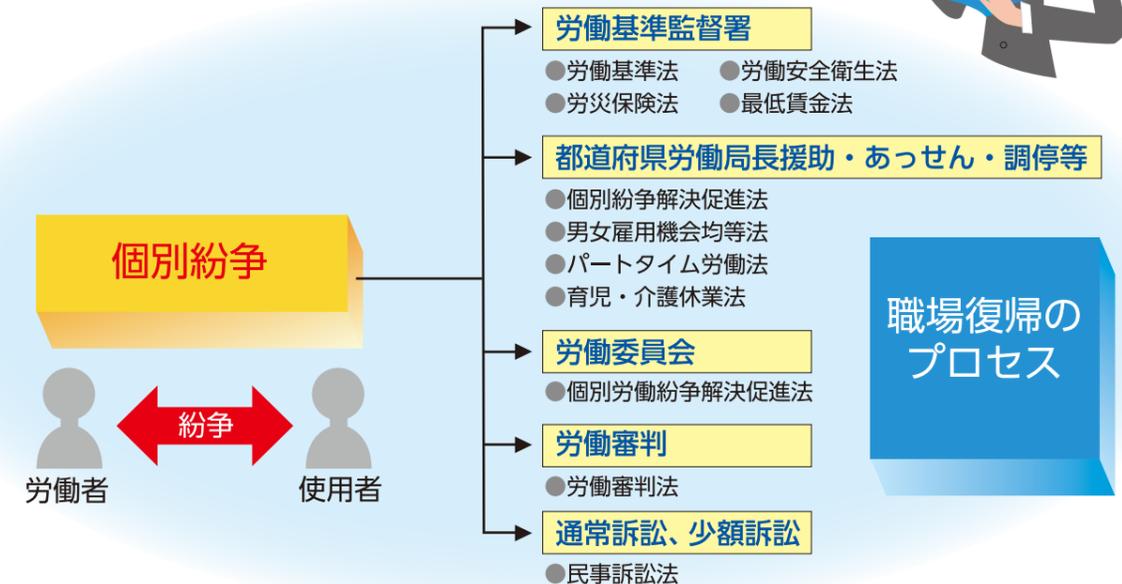
最寄駅/JR京都駅より徒歩5分

京都府「企業等公募型企業育成、支援事業」に基づく

労働相談員養成講座のご案内

実施期間：4月13日(日)～4月29日(火・祝) **3日間 全5回**

個別労働紛争の解決スキームと職場復帰のプロセスなど、ケーススタディを含め5回連続で行います。
 あなたも、プロの労働問題の相談員として更なるレベルアップを目指しませんか?



- 定員** 30名(先着順)
- 受講対象者** 既に労働相談員として従事している者、その他人事労務担当者、心理相談員、キャリアコンサルタントなど
- 受講料** 10,000円(全5回を通して) 尚、各回毎の受講申し込みは出来ません。
- 申込み締切** 4月7日(月)
- 申込み・問合せ** NPO法人あったかサポート
 京都市下京区間之町通下珠数上ル榎木町306 坂口ビル2階
 Tel 075-352-2640 Fax 075-352-2646
 ホームページ: <http://attaka-support.org/> Eメール: attaka-support@r6.dion.ne.jp

〈お問合せ時間〉10:00～17:00

労働相談員養成講座のご案内

個別労働紛争は労働基準法違反があった場合、労働基準監督署に申告することにより指導、是正勧告、刑事罰などで解決を目指すこととなります。しかし労基法20条の解雇予告以外の解雇や退職の強要、さらにセクハラ、パワハラ等のトラブルは労基署の利用には限界があります。これらの労働紛争は、従来司法の場でやっと解決が図られてきました。

しかし、平成13年に個別紛争解決促進法が制定、平成18年には労働審判員制度が開始されてからは、これまでの裁判所での民事的解決よりも早期に、しかも低負担で労働行政による勧告、調停、あっせんなどを含めて多岐にわたる解決手段を講ずることが可能になってきました。そこで労使いずれの相談者からの声にも耳を傾ける「聞く力」はもちろんの事、より適正な解決方法を紹介できる相談スキルが労働相談員に求められています。

今回の企画はそのような課題に応える実践的な研修機会です。

第1回 | メンタルヘルスの職場復帰を巡る課題 ～産業医と主治医の意見対立など判例研究から～

日時
4月13日(日)
13:00～14:45

講師
清田 富士夫
弁護士

業務上外を問わず精神障害に罹患したことで休職に至った労働者の職場復帰については、病状の現状認識や回復の可能性などの論点をめぐり関係者の間に対立が生じがちです。特に主治医と産業医との意見の相違など様々な障害が生じますが、過去の判例では頸肩腕障害に罹患した労働者の職場復帰をめぐる争いでは医師選択の自由も争点になっています。具体的な過去の労働判例を通し罹患労働者の職場復帰の課題と方法についての理解を深めます。

第2回 | メランコリー型(従来型)うつと現代型うつ(新型) ～それぞれの職場復帰のケーススタディ～

日時
4月13日(日)
15:00～16:45

講師
広川 慶裕
社会福祉法人宇治病院理事長
精神科医

社会問題化する精神疾患やメンタルヘルスの職場復帰に関し、厚生労働省は平成16年10月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(21年3月改定)を公表しています。

医療現場におけるこれまでの臨床事例を通して、近年増加しつつある所謂「現代型うつ」に対してこの指針は果たして有効なのか、また精神医学の立場から罹患労働者の職場復帰に対してどこまで精神科の医師は、手助けをする事ができるのか、その限度を含めて学びます。

第3回 | 労働行政機関の上手な活用方法を学ぶ ～具体的事例を通じたケーススタディ～

日時
4月26日(土)
18:15～20:00

講師
篠原 耕一
元労働基準監督官

労働相談では、相談者が訴える事案に対し、問題の所在を明らかにし、それを解決するための法的仕組みについての知識が前提とされなければなりません。

個別紛争解決促進法が制定されて以来、従来の労働基準監督署以外に紛争調整委員会や男女雇用機会均等室、労働委員会等での助言・勧告・あっせん・調停などの行政機関の活用方法が可能となってきました。離職理由をめぐる個々の相談ケース毎にどのような解決手段が的確なのか常に問われることとなります。

今講義では具体的事例について、模擬演習を行い、労働行政機関を利用した解決スキルの向上を目指すとともに労働行政では解決困難な事例についても学びます。

第4回 | 非正規雇用、ワーキングプアの解決策はどこにあるか? ～雇用と福祉の連携・一体化を目指して～

日時
4月29日(火・祝)
13:00～14:45

講師
田中 聡子
県立広島大学 准教授

2008年のリーマンショックを経て社会問題化した非正規雇用やワーキングプアの存在は、若者を含め雇用保険など既存のセーフティネットでは解決できないこと、さらに派遣切りによって、失業者に対する居宅の確保を含めた生活全般の支援と人間関係の貧困が課題になっていることが明らかになりました。今日の労働相談においては、居宅の確保など生活保護やその後の就労支援等をもその視野に入れた相談対応が求められています。

今や「雇用と福祉の連携」をキーワードとした新たな社会的支援の方法が問われています。社会福祉の視点から今日の労働相談上の課題と解決方法を考えます。

第5回 | 労働審判制度と民事訴訟 ～具体的なケース・スタディとワークショップ～

日時
4月29日(火・祝)
15:00～16:45

講師
中島 光孝
弁護士

平成18年4月から始まった労働審判制度の利用は、労働契約法の成立を背景に年々増加傾向にあります。早期にかつ低額の負担で解決できる方法として、今日では労働トラブルの民事的解決においてその中心的役割を果たしています。他方、民事訴訟も増加傾向にあります。そこで今回の研修会では、具体的な民事上の案件を取り上げ、どのような課題が労働審判制度の利用にふさわしいのかをワークショップの方法をもって受講者とともに考えます。よりの確な解決手段を講ずるにあたって行政機関の活用方法との関連性も視野に入れた解決手段のための全体像について理解を深めることにします。